

令和4年度

定例監査結果報告書

令和4年12月26日

もとす広域連合監査委員

定 例 監 査 結 果 報 告 書

1 監査の基準

もとす広域連合監査基準（令和2年もとす広域連合監査委員告示第1号）

2 監査等の種類

地方自治法第199条第1項及びもとす広域連合監査委員条例第3条第1項の規定に基づく定例監査

3 監査等の対象

もとす広域連合本庁及び現地機関における令和4年4月1日から令和4年9月末日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。

4 監査等の着眼点（評価項目）

- (1) 関係法令に準拠して調整されているか
- (2) 計数は正確であるか
- (3) 費用対効果は適切か
- (4) 組織及び運営は合理的か

5 監査等の実施内容

(1) 実施日時 : 令和4年10月17日（月）

(2) 実施場所 : もとす広域連合会議室

(3) 監査委員 : 折戸 俊行 ・ 村木 俊文

(4) 監査対象 : ①衛生施設

②療育医療施設

③老人福祉施設大和園

④介護保険課

⑤総務課

(5) 監査内容 : もとす広域連合長から提出された各課及び現地機関における定例監査資料について、各所属長より説明を求め、監査等の着眼点（評価項目）に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した。

また、例月出納検査と相互に有機的に連携するため、例月出納検査結果を踏まえて実施した。

6 監査等の結果

監査に付された一般会計、特別会計の定例監査資料について、上記記載事項のとおり監査した限りにおいて、事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、もとす広域連合の組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められた。

以下、個別結果を具体的に記す。

(1) 総務課

- ・財産管理状況(物品調)で、セキュリティ対策サーバーが新規計上されているが、入替後は適切に旧機器を処理されたい。

(2) 介護保険課

- ・介護保険料の収納対策について、組織市町と連携した差押え等の強制徴収に着手しているが、組織市町間で滞納処分に格差が生じぬよう、徴収の公平性に努められたい。

(3) 老人福祉施設大和園

- ・今夏の施設内で発生したクラスター事例が一段落したことから、「新型コロナウイルス感染症対策」について改めて確認した結果、利用者及び職員の抗原検査、職員のフェイスシールド、N95マスクの着用を徹底し、新規陽性者判明1時間以内の対策本部会議を開催するとのことであるので、今後、大和園の重点事項に明記して感染防止対策にあたられたい。

(4) 療育医療施設

- ・幼児療育センターの利用児数に大きな変化はないものの、少子化の流れの中、組織市町から支援を要する相談事例が増えていることから、その原因を探り、今後の施策に反映されたい。

(5) 衛生施設

- ・施設の性質上、事故リスクの高いところであり、引き続き安全に配慮した運営を心掛けられたい。